

<令和 6 年度版>

資源回収奨励金の手引き

恵庭市



集団資源回収とは？

「集団資源回収」とは、市のごみ・資源物の収集とは別に、町内会や自治会、学校などの団体が、びん・缶・ペットボトルやダンボール、新聞・チラシ、本・雑誌などの資源物を集め、団体が契約した資源物の回収業者に売り払うといった自主的なリサイクル活動です。

集団資源回収と市の資源物収集の違い

	集団資源回収	市の資源物収集
回収者	団体と契約した回収業者	市が委託した収集業者
回収方法	団体と回収業者で決めた場所 (家の前から回収する <u>戸別回収</u> と、決められた集積場所で回収する <u>拠点回収</u> があります。)	<u>戸別収集</u> ※地域によってはゴミステーションや集積場所に集めて収集しているところもあります。
回収日	団体と回収業者で決めた日	市が指定する日(月 3～4 回)
回収品目	紙類(新聞、チラシ、雑誌、本、ダンボール、紙パック)、びん、缶(アルミ・スチール)、ペットボトル、布類、金属類、紙製容器包装類(雑紙含む) ※上記は回収品目の例です。 回収業者ごとに回収品目は異なります。	プラスチック容器包装類、びん・缶・ペットボトル、ダンボール、新聞・チラシ、雑誌・本、紙パック、蛍光灯、電池類

恵庭市の集団資源回収

恵庭市では、令和6年度時点で76団体が恵庭市に集団資源回収の実施団体として登録しています。町内会や小中学校・PTA だけでなく、スポーツ少年団や老人クラブ、NPO 法人、就労継続支援事業所といったさまざまな団体が恵庭市に団体登録しています。



集団資源回収の実施の流れ

STEP. 1 回収業者と回収方法の決定

- ・回収業者を選定し、回収品目を決定する。
- ・回収日や回収方法について、回収業者と調整する。

※回収業者によって回収できる品目が異なるので、回収業者に確認してください。

※市内で活動している回収業者がわからない場合は、恵庭市廃棄物管理課へご相談ください。

STEP. 2 恵庭市に団体登録申請書を提出

・恵庭市廃棄物管理課に、「恵庭市集団資源回収実施団体登録申請書(様式第1号)」を提出する。

※恵庭市から資源回収奨励金の交付を受けるためには上記の申請書を提出し、実施団体として登録することが必要です。

※団体の登録情報(代表者名など)に変更があった場合は「恵庭市集団資源回収実施団体(変更・抹消)申請書(様式第3号)」を提出してください。

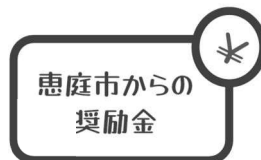
STEP. 3 資源回収を実施する

- ・資源回収を実施して、回収した資源物を回収業者に引き渡す。

※回収業者から回収伝票(様式第6号)を渡されます。回収伝票(様式第6号)は奨励金の申請時に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

集団資源回収を行うメリット

- ① 集団資源回収を行うことで資源物の売り払い収益を得ることができます。
- ② さらに、恵庭市に団体登録することで、恵庭市から資源回収奨励金の交付を受けることができます。



集団資源回収では、市の収集ごみとして排出する場合は、燃やせるごみや燃やせないごみに分類される、「紙製容器包装類」・「布類」・「金属類」などを資源として受け入れている回収業者もあります。

集団資源回収をご活用いただくことで、ごみの排出量の削減にもなります。



恵庭市からの資源回収奨励金交付の流れ

恵庭市へ「恵庭市集団資源回収実施団体登録申請書（様式第1号）」を提出し、団体登録を行い、集団資源回収を実施することで、恵庭市から資源回収奨励金の交付を受けることができます。

奨励金は、上半期分（4月～9月実施分）と下半期分（10月～3月実施分）に対して、年2回の交付を行っています。



奨励金の額（100円未満切り捨て）

紙製容器包装類以外の資源物	⇒	回収量1kgあたり3円
紙製容器包装類（雑紙を含む）	⇒	回収量1kgあたり6円

STEP. 1 恵庭市から奨励金の申請書類が送付される

上半期分は9月下旬ごろ、下半期分は3月下旬ごろの年2回、恵庭市から団体の代表者へ奨励金の申請書類が送付されます。

STEP. 2 恵庭市へ奨励金の申請書類を提出する

恵庭市から送付された申請書類に必要事項を記入し、回収業者から渡された回収伝票（様式第6号）と合わせて恵庭市廃棄物管理課へ提出してください。

なお、上半期分と下半期分の1年分を、下半期の申請でまとめて申請することも可能です。

【申請に必要な書類は下記のとおりです】

- ① 恵庭市資源回収奨励金交付申請書（様式第4号） ※恵庭市から送付
- ② 恵庭市資源回収奨励金請求書（様式第8号） ※恵庭市から送付
- ③ 奨励金の受取口座の口座番号及び口座名義人がわかる書類の写し ※新規の団体のみ
- ④ 回収伝票（様式第6号） ※回収業者からもらう

STEP. 3 恵庭市から奨励金が交付される

恵庭市から奨励金を交付します。

上半期は12月末まで、下半期分は6月末までに交付する予定です。

奨励金の額について

奨励金は、100円未満は切り捨てとなります。

【例】紙製容器包装類を180kg、その他資源物を3,210kg回収した場合。

紙製容器包装類 180kg × 6円/kg = 1,080円、それ以外の資源物 3,210kg × 3円/kg = 9,630円
1,080円 + 9,630円 = 10,710円 100円未満は切り捨てのため、奨励金の額は、10,700円となります。



対象品目について

奨励金の交付対象となる資源物は、紙類（新聞、チラシ、雑誌、本、ダンボール、紙パック）、びん、缶（アルミ・スチール）、ペットボトル、布類、金属類、紙製容器包装類（雑紙含む）となっていますが、回収業者によって回収できる品目が異なりますので、回収品目については必ず回収業者や団体の代表者にご確認ください。

品目	回収品目	ポイント
紙類	<u>新聞・チラシ</u>	まとめてひもでしぼる。
	<u>雑誌・本</u>	まとめてひもでしぼる。
	<u>ダンボール</u> 	折りたたんで束ねてひもでしぼる。
	<u>紙パック</u> 	開いて束ねてひもでしぼる。 ※中がアルミでコーティングされているものは対象外。
びん	<u>びん</u> 	主に、 <u>一升びん</u> や <u>ビールびん</u> などのリターナブルびん。（再使用ビン） ※コーラのびんなどもリターナブルビンとなる場合があるので、回収業者にご確認ください。 ※回収業者によっては、リターナブルびんのケースも回収している場合もあります。 ※栄養ドリンクのびんなど、リターナブルびん以外の回収については、回収業者にご確認ください。
缶	<u>アルミ缶</u> 	アルミ缶・スチール缶は別々の袋に分別。 ※アルミ・スチールのマークがない缶（ <u>お菓子の缶</u> など）は混ぜないでください。 ※スプレー缶をスチール缶として回収している回収業者もありますのでご確認ください。
	<u>スチール缶</u> 	
ペットボトル	<u>ペットボトル</u> 	洗剤のボトルや、調味料のボトルなどのプラ容器（  がついている容器）などは、ペットボトルではない容器となるので対象外。

品目	回収品目	ポイント
古着・古布類	<u>古着</u> <u>古布</u>	※回収する種類や品目については、回収業者によって異なりますので、必ずご確認ください。
金属類	金属製の品物 【例】 金属鍋 自転車 石油ストーブ など	※回収する種類や品目については、回収業者によって異なりますので、必ずご確認ください。
紙製容器包装類 (雑紙含む)	<u>紙製容器包装類</u>  【例】 紙箱、紙袋、包装紙 など <u>雑紙</u> 【例】 コピー用紙、封筒 ノート、カレンダー など	「紙製容器包装類」とは、のマークがついている紙製の容器や、包装のことで、新聞・チラシ、雑誌・本、ダンボール、紙パック以外のものを指します。 新聞・チラシ、雑誌・本、ダンボール、紙パック、紙製容器包装類に該当しない紙類を指します。



回収業者の回収品目一覧表

【令和6年8月現在】

回 収 業 者 名 称	新聞 チラシ	雑誌	ダンボール	紙パック	紙製容器包装類 (雑紙含む)	アルミ缶	スチール缶	びん	ペットボトル	ビールケース	衣類・布類	金属類
北海道資源商事(株) TEL：011-741-1063	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
(株)マテック千歳支店 TEL：0123-27-0808	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○
(株)紙商五代 TEL：0133-64-5050	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	○
三幸産業(有) TEL：011-373-2882	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×
(株)スギタ商会 TEL：011-887-4151	○	○	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×
(有)大熊商事 TEL：0126-24-5635	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×
(株)広宣商事 TEL：011-665-5155	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×

※上記回収業者は、令和5年度に集団資源回収実施団体が利用した業者です。

※上記の回収可能な品目は、各業者への聞き取りによるものです。



紙製容器包装類（雑紙含む）の品目例

※下記の表は、紙製容器包装類（雑紙含む）の一例です。

回収品目については、必ず回収業者にご確認ください。

	品 目	注 意 す る 点
あ	アイスクリームの紙製容器	
	アイロンプリント紙(捺染紙)	
	厚紙	
	圧着はがき・親展はがき	
	油紙	
	アルバム(台紙含む)	中に写真が入っていないこと
	アルミでコーティングされた紙や紙バック	きれいに洗うこと
	ウェットティッシュ	
か	カーボン紙	
	菓子箱	汚れていないもの
	カタログ	
	カップ麺の紙製容器	きれいに洗うこと
	紙缶	きれいに洗うこと
	紙コップ・紙皿	きれいに洗うこと
	紙製ファイル	金属やプラスチックの部品は取り除く
	紙テープ	
	紙の芯	
	紙袋	
	画用紙	
	カレンダー	金属やプラスチックは取り除く
	感熱紙(レシート、ファックス用紙など)	
	缶ビールなどの6缶パック	
	牛乳びんのふた	
	金色・銀色で箔押しされた紙	
	薬の紙箱	においの付いていないもの
	クレヨンで描かれた紙	
	化粧箱	
	コースター（紙製）	
	合成紙	
	コピー用紙	
	米袋	プラスチック部分は取り除く
さ	シール	
	色紙	金紙・銀紙は不可
	写真	
	祝儀袋	
	シュレッダーにかけた紙	
	食品類が入っていた紙箱	きれいに洗うこと

	品 目	注 意 す る 点
た	台紙	
	ダイレクトメール	
	宅配便の伝票	
	タバコの箱	外装フィルムや銀紙は取り除く
	ティッシュの箱	においの付いていないもの
	ティッシュペーパー	未使用
	テスト用紙	
	手帳	紙以外の部品は取り除く
	点字用紙	
	トイレットペーパーの芯	
な	においのついた紙	
	においのついた箱（洗剤・線香などの箱）	
	年賀状	
	年賀状（写真印刷用・インクジェット紙）	
	ノーカーボン紙	
	ノート	
は	はがき	
	半紙	未使用
	半紙（墨付き）	
	パンフレット	
	ビニールでコーティングされた紙やパック	
	封筒（窓なし）	
	封筒（窓付き）	
	ふすま紙、障子紙、壁紙	
	プリント類（学校などの）	
	包装紙	
	防水加工された紙類	
	ポスター	プラスチック製のものやコーティングされていないもの
ま	マッチの箱	
	マルチパック（缶ビール等の6缶パック）	
	模造紙	
や	ヨーグルトの紙製容器	きれいに洗うこと
	汚れのついている紙箱や紙	きれいに洗うこと
ら	ラップの芯	
	ラップの箱	紙以外の刃部分などは取り除く
	領収書	
	レシート	
わ	和紙全般	
	割り箸の袋	汚れていないもの



紙製容器包装は、このマークを目印に！！

恵庭市 生活環境部 ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課

〒061-1498 恵庭市京町1番地

tel:(0123)33-3131

fax:(0123)33-3137

E-mail:haikibutsu@city.eniwa.hokkaido.jp